

感染症・食中毒予防、
及びまん延防止のための指針

社会福祉法人 長岡福祉協会
介護老人保健施設 サンプラザ長岡

令和6年4月

利用者の健康と安全を守るための支援が求められる介護老人保健施設として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の体制を確立し、適切かつ安全で、質の高いサービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・規程および社会的規範を遵守するとともに、適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

1.体制

1) 感染症対策委員会の設置・運営

(1) 目的

感染症対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備し、感染症の発生や感染拡大を防止する。

(2) 活動内容

- ①施設における感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
- ②感染予防に関する決定事項や具体的対策を施設全体に周知する。
- ③施設・事業所における感染に関する問題を把握し問題意識を共有・解決する。
- ④利用者・職員の健康状態を把握する。
- ⑤感染症が発生した場合、適切に対処するとともに、感染対策及び拡大防止の指揮をとる。
- ⑥その他、感染関連の検討が必要な場合に対処する。

(3) 委員会の構成メンバー

- ・委員会の運営責任者は施設長とし、委員長は看護職員とする。さらに構成メンバーは看護職員等、施設・事業所の職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成する。

(4) 運営方法

- ①委員会は、2か月に1回以上定期的に開催する。
- ②関係する委員会や職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。

2) 役割分担

役割	担当者
施設全体管理	施設長、療養部長
関係機関との連絡調整(家族含む)	療養部長、介護支援専門員、支援相談員
感染対策担当者 医療の提供と感染対策の立案・指導 利用者、職員の健康状態の把握	正副委員長 委員会メンバー
食事提供状況の把握 利用者の栄養状態の把握	管理栄養士

3) 指針の整備

委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新を行う。

4) 研修

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援を行うため、全職員を対象に年2回以上の研修を定期的実施する。また、新規採用時にも研修を実施する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録・保存する。

5) 訓練

平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の訓練を定期的実施する。

2. 平時の対策（日常の支援にかかる感染管理）

1) 利用者の健康管理

- (1) 既往歴の把握
- (2) 日常観察、体調把握
- (3) 体調、様子の共有方法構築
- (4) 利用者に感染対策の方法を教育・指導
- (5) 利用者の感染対策実施方法を把握し、不足している対策を支援する

2) 職員の健康管理 ※衛生委員会と協働して実施する

- (1) 入職時の感染症の既往やワクチン接種状況を把握する
- (2) 定期健診の必要性を説明し、受診状況を把握する
- (3) 職員の体調把握 ・体調不良時の申請方法を周知して、申請しやすい環境を整える
- (4) 職員へ感染対策の方法を教育、指導 ・職員の感染に対する知識を評価、不足している部分に対し、教育・指導する

- (5) 各種ワクチン接種の必要性を説明し、接種を推奨する
- (6) 業務中に感染した場合の方針を明確にして、対応について準備する

3) 標準的な感染予防策

(1) 職員の感染予防策

- ①手指衛生の実施状況（方法、タイミングなど）を評価、適切な方法を教育・指導
- ②個人防護具の使用状況（着用しているケアと着用状況、着脱方法など）を評価、適切な方法を教育・指導
- ③食事支援時の対応確認、適切な方法を指導
- ④排泄支援時の対応確認、適切な方法を指導
- ⑤医療処置時の対応確認、適切な方法を指導
- ⑥上記以外の支援時の対応確認、適切な方法を指導

(2) 利用者の感染予防策

- ①食事前、排泄後の手洗い状況把握
- ②手指を清潔に保つために必要な支援についての検討、実施
- ③共有物品の使用状況を把握し、清潔に管理する

(3) その他

- ①十分な必要物品を確保し、管理する

4) 衛生管理 ※衛生委員会と協働して実施する

(1) 環境整備

- ①整理整頓、清掃を計画的に実施し、実施状況の評価
- ②換気の状態（方法や時間）を把握し、評価
- ③トイレの清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況の評価
- ④汚物処理室の清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況の評価
- ⑤効果的な環境整備について、教育・指導する

(2) 食品衛生

- ①食品の入手、保管状況を確認し、評価
- ②調理工程の衛生状況を確認し、評価
- ③環境調査の結果を確認
- ④調理職員の衛生状況を確認
- ⑤課題を検討し、対策を講じる
- ⑥衛生的に調理できるよう、教育・指導する

(3) 血液・体液・排泄物等の処理

- ①標準予防策について指導
- ②ケアごとの標準予防策の策定および周知
- ③処理方法、処理状況を確認
- ④適切な血液・体液・排泄物等の処理方法について、教育・指導する

3. 発生時の対応

1) 発生状況の把握

- (1) 感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する
- (2) 施設・事業所全体の感染者及び感染疑い者の発生状況を調査して、把握する

2) 感染拡大の防止 ※BCP と連動して実践する

- (1) 生活空間、動線の区分け（ゾーニング）
- (2) 医療職者は、感染者及び感染疑い者の対応方法を確認し、周知および指導する
- (3) 支援職員は、感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する
- (4) 感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスクの着用、手指衛生、行動制限など）の協力を依頼する
- (5) 感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認する
- (6) ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を実施する
- (7) 職員の感染対策の状況を確認し、感染対策を徹底する

3) 医療機関や保健所、行政関係機関との連携

- (1) 老健で行える医療の提供
 - ① 感染症発症時の初動の医療を提供する
 - ② 重症化が予測される高リスクの利用者に対しては、協力医療機関を受診するなど対応方法を確認する
- (2) 保健所との連携
 - ① 疾病の種類、状況により報告を検討
 - ② 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する

連絡先：長岡保健所

- ③ 保健所の指示により、行政関係機関との連携

4) 関係者への連絡

- 1) 施設、法人内での情報共有体制を構築および整備する
- 2) 利用者家族との情報共有体制を構築および整備する
- 3) その他、必要な関係者と情報共有する

5) 感染症発生後の支援（利用者、職員ともに）

- 1) 感染者及び感染疑い者の病状や予後を把握する
- 2) 感染者及び関係者の精神的ケアを行う体制を構築する

3. 感染症・食中毒予防、およびまん延防止のための指針の閲覧について

この指針は、当施設内においていつでも自由に閲覧できる。

附則

令和6年4月1日 改訂